

## 文京区個人情報の保護に関する法律施行条例の制定等について

### I 文京区個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

#### 1 条例（骨子）から条例制定までの経緯

令和4年11月定例議会において（仮称）文京区個人情報の保護に関する法律施行条例（骨子）の報告後、パブリックコメントの募集を行った経過を踏まえ、文京区個人情報の保護に関する法律施行条例（以下「法律施行条例」という。）を制定する。

#### 2 パブリックコメントの実施結果

- (1) 件名：（仮称）文京区個人情報の保護に関する法律施行条例（骨子）
- (2) 実施期間：令和4年12月5日（月）から令和5年1月4日（水）まで
- (3) 提出された意見数：0件

#### 3 個人情報の保護に関する法律の適用に伴う現制度からの主な変更内容

- (1) 文京区個人情報の保護に関する条例（以下「現条例」という。）では、個人情報の範囲に「死者に関する情報」も含まれているが、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）では、個人情報の範囲が「生存する個人に関する情報」に限定されるため、死者に関する情報は個人情報に含まれなくなる。
- (2) 現条例では、実施機関として議会が含まれているが、法では、法が適用される行政機関等の範囲から議会は除かれているため、議会は、法律施行条例とは別に個人情報の保護に関する条例を制定することになる。

- (3) 自己情報の開示請求等の決定期限等が、以下のとおり変更となる。

決定内容	現制度	令和5年4月1日以降
ア 開示の請求に対する決定	【当初期限】 直ちに 【延長期限】 14日以内 【再延長期限】 60日以内	【当初期限】 30日以内 【延長期限】 60日以内 【特例延長】 開示請求に係る保有個人情報著しく大量のため、60日以内に全ての開示決定等を行うことにより、事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合は、相当の部分につき、期間内に開示決定をし、残りの開示決定は、相当の期間内に開示決定を行う。

決定内容	現制度	令和5年4月1日以降
イ 訂正の請求に対する決定	【当初期限】 20日以内	【当初期限】 30日以内
ウ 削除、利用の中止又は提供の中止の請求に対する決定 (※ 令和5年4月1日以降は、「利用停止の請求に対する決定」)	【延長期限】 60日以内	【延長期限】 60日以内 【特例延長】 訂正決定等（利用停止決定等）に特に長期間を要すると認めるときは、相当の期間内に訂正決定等（利用停止決定等）を行う。

(4) 開示請求、訂正請求、利用停止請求について、窓口での請求に加えて、郵送による請求が可能となる。

(5) 法では、個人情報の漏えい等（漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるもの）が生じたときは、個人情報保護委員会への報告が必要とされているため、当該個人情報の漏えい等が生じたときは、個人情報保護委員会への報告を行う。

#### 4 法律施行条例の主な制定内容

##### (1) 趣旨（第1条）

法の施行に関し必要な事項を定める。

##### (2) 責任者の設置（第3条）

実施機関（区長、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員をいう。以下同じ。）は、保有個人情報の適正な管理及び安全確保を図るため、規則で定めるところにより、個人情報の保護管理に係る責任者を置かなければならないこととする。

##### (3) 個人情報を取り扱う事務の登録（第4条）

法において個人情報を取り扱う事務の登録を行うことは義務付けられていないが、現条例の取扱いを踏まえ、実施機関は、個人情報を取り扱う事務を新たに開始しようとするときは、以下の事項について個人情報事務登録簿に登録するとともに、当該登録簿を閲覧に供することとする。

- ・ 事務の名称
- ・ 事務の内容及び個人情報の利用目的
- ・ 対象となる個人の範囲
- ・ 事務において取り扱う個人情報の項目
- ・ 個人情報の保護管理に係る責任者

- ・ 上記のほか、規則で定める事項

(4) 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等の期限等について（第7条）

法に規定される開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等の期限及び期限の特例について、実施機関は、期間内において、速やかに開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等を行うよう努めなければならないこととする。

(5) 開示請求に係る手数料について（第8条）

現条例と同様に、開示請求に係る手数料は無料とし、開示に当たって写しの交付を行う場合は、写しの作成及び送付に要する費用を開示請求者の負担とする。

(6) 審議会への諮問事項について（第9条）

実施機関は、以下のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会に諮問することができることとする。

- ・ 法律施行条例を改正し、又は廃止しようとする場合
- ・ 法の規定により講ずる個人情報の取扱いに係る安全管理措置の基準を定めようとする場合
- ・ 実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

また、実施機関は、審議会が上記の諮問に対応するに当たり、個人情報の取扱いに係る状況を適切に把握するため、毎年一回、当該状況について審議会へ報告するものとする。ただし、実施機関が必要があると認めるときは、随時審議会へ報告することができることとする。

(7) 運用状況の公表について（第10条）

区長は、毎年一回、各実施機関における個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、公表しなければならないこととする。

5 スケジュール

令和5年2月	法律施行条例案議会上程
3月	法律施行条例公布、制度周知
4月1日	法律施行条例施行

II 文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例及び文京区情報公開及び個人情報保護審査会条例の改正について

1 概要

法の改正に伴い、規定を整備するため、文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例（以下「審議会条例」という。）及び文京区情報公開及び個人情報保護審査会条例（以下「審査会条例」という。）を改正する。

## 2 審議会条例の主な改正内容

審議会の所掌事務を以下のとおり改正する。

現行	改正後
<p>運営審議会は、個人情報保護条例の規定により区長又は実施機関がその意見を聴くこととされた事項のほか、次に掲げる事項について区長の諮問に応じて審議し、答申する。</p> <p>1 情報公開制度の運営に関する重要事項に関すること</p> <p>2 個人情報保護制度の運営に関する重要事項に関すること</p>	<p>運営審議会は、次に掲げる事項について実施機関（区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び議会をいう。以下同じ。）の諮問に応じて審議し、答申する。</p> <p>1 情報公開制度の運営に関する重要事項に関すること</p> <p>2 文京区個人情報の保護に関する法律施行条例第九条第一項又は文京区議会個人情報の保護に関する条例第五十四条の規定により、実施機関が個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めた事項に関すること。</p> <p>3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第五章第一節に規定する特定個人情報保護評価等に関し、実施機関が特定個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めた事項に関すること。</p> <p>4 死者に関する情報に関すること。</p>

## 3 審査会条例の主な改正内容

法の改正に伴い、保有個人情報の開示、訂正又は利用停止に関する審査請求に係る根拠規定について改めるとともに、その他必要な規定整備を行う。

## 4 実施日

令和5年4月1日